
議会改革検討会会議記録

令和4年7月26日

会 議 記 録

会 議 区 分	議会改革検討会	
開 催 年 月 日	令 和 4 年 7 月 2 6 日	開 議 午前 1 1 時 0 0 分 散 会 午前 1 1 時 5 1 分
場 所	苫小牧市議会 議会大会議室	
出 席 者	代 表 者	木村会長、藤田団長、松尾代表、 越川代表、小野寺団長、桜井会長、 触沢議員
	代理出席者	—————
	正・副議長	板谷議長、小山副議長
欠 席 者	—————	
説 明 員	—————	
事 務 局 職 員	園田事務局長、宮沢事務局次長、岸田副主幹、 真壁主査、中山主査、及川書記	
付 議 事 件 及 び 議 事 の 経 過 概 要	別紙のとおり	

●議長（板谷良久） ただいまから議会改革検討会を開会いたします。

●議長（板谷良久） 本日の案件は、会議案のとおりであります。

資料として、資料 1 から資料 4 を配信しております。

資料の場所については、サイドボックス、議会改革検討会、令和 4 年度の本日の日付になっています。

最初に、資料 1 を御覧ください。

議会改革検討会決定・確認事項については、検討項目ごとにこれまで決定・確認されたことをまとめたものでございます。

前回 6 月 1 0 日開催の議会改革検討会の中で、質問時間の見直しにつきましては、一般質問については 1 人最大 4 0 分以内のままとし、申合せ事項を改正し、1 2 月定例会から実施することを確認しております。

代表質問及び委員会質疑については、継続して協議を行うこととなっております。

次に、倫理条例の制定につきましては、倫理条例をつくることを決定し、正副議長案をお示しし、協議を進めることとし、議会基本条例の見直しに倫理条例の作成を含めることを確認しております。

以上が、前回の議会改革検討会決定・確認事項でございます。

本日の検討会の進め方でございますが、倫理条例の制定について、各会派から御意見を伺い、協議を進めたいと思っておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、そのように進めさせていただきます。

●議長（板谷良久） それでは、協議に入らせていただきます。

倫理条例の制定についてでございます。

この件につきましては、6 月 1 0 日に開催いたしました議会改革検討会において正副議長案をお示しし、協議することとなっております。

それでは、正副議長案について、副議長から御説明させていただきます。

副議長。

●副議長（小山征三） それでは、苫小牧市議会議員政治倫理条例の正副議長案について御説明いたします。

まず、資料 2 を御覧ください。

この条例案は、新緑案をベースに作成し、全部で10条から成っております。これまでに各会派から様々な御意見をいただき、現時点でできることを整理した結果、コンパクトなものになりました。

次に、資料3を御覧ください。

この資料は、倫理条例の手続をフロー化したものです。

政治倫理基準に違反している疑いがある議員に対し、議長へ2名以上の議員の連署をもって審査請求を行います。これは、会派構成の最少人数である2人に重きを置き、第4条の審査の請求としたものです。

そして、議長は審査会を設置し、審査会が政治倫理基準の違反について審査を行い、その審査結果を議長に報告します。報告を受けた議長は、審査の対象となった議員及び審査の請求をした議員に対し審査結果を通知するとともに、その結果を公表し、必要な措置を実施することまでが一連の流れとなっております。

次に、資料4を御覧ください。

この条例のコンセプトと第1条から順に主な考え方を御説明いたします。

また、民主クラブさんから出されておりました問責制度や請負等の制限などの項目についても併せて御説明していきたいと思っております。

初めに、この条例のコンセプトを信頼される議会を目指して！といたしました。

第1条の信頼される議会としたのは、議会基本条例第1条では、開かれた議会とするためにというコンセプトでありましたので、さらに倫理を遵守する観点から、信頼される議会としたものであります。

次に、第2条の第1項、誠実かつ公正は、議会基本条例の表現に合わせております。

第2項の自他を問わず、これは、議会全体としての意味合いを持たせたものです。この項では、疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならないとしており、問責制度の内容もこの項に含めて考え、問責制度の条文は規定しておりません。

第3項は、第3条第7号、ハラスメントに関する政治倫理基準を意識して規定したものであります。

次に、第3条の政治倫理基準の遵守についてですが、第1号を総則、第2号以下を例示としております。倫理基準を明確に区分することは難しく、各号の内容が重複してもよいと考えており、例示に当てはまらないものは、すなわち第1号に当てはめるというふうなつくりにしております。

なお、請負等の制限については地方自治法第92条の2に規定されておりますので、法律以外の部分はこの第1号に当てはめて考え、あえて請負等の制限は条文に規定しないこととしました。

また、第7号のハラスメントにつきましては、近年、問題視され、全国的には倫理条例を改正して盛り込む議会やハラスメント条例を制定する議会が出てきております。本市議会としましても、いち早く対応するとの趣旨から項目立てさせていただいております。

次に、第8号の新聞、雑誌等の購入の強要につきましては、過去の代表者会議、令和元年9月6日に決定した事項をそのとおりに掲載しております。

次に、第4条第1項の審査の請求は、2人以上の議員で、会派制限なしとしております。2人とした理由につきましては、フロー図でも説明いたしましたけれども、会派構成の最少人数が適当ではないかという考えから、そのようにしております。

第2項は、議長が審査対象となった場合、一連の手続を副議長が行うこととしております。

次に、第5条第2項の審査会の委員は議会運営委員会の委員を充てることとし、審査会の運営に関し必要な事項は議会運営委員会の例によることとしております。ただし、審査の対象となった議員または審査の請求をした議員は、公平かつ公正な審査ができないため、委員になることはできないこととしております。

次に、第6条の政治倫理基準違反の審査は、原則公開としております。これは、議会基本条例第9条第1項の規定により、会議の原則公開との整合性と倫理条例を制定している全国市議会の約9割が原則公開としていることからそのようにしております。ただし、第三者に関する個人情報を含む場合など、一定数の委員の同意により非公開にできることとしております。

次に、第7条について、資産報告書の提出を追加してはとの意見もございましたが、政治倫理基準の各号いずれかの審査の過程で必要に応じて資産報告書を含む書類を求めることができると考え、条文には資産報告書は明記しませんでした。

なお、資産公開の基本的な考え方は、地位を利用した蓄財や政治資金の私的流用などをチェックするのが狙いで、リクルート事件の反省から、国会議員の資産、所得の公開制度が1993年1月から始まりました。現状、本市議会議員は、政治資金の私的流用などできないものと考え、全員の資産公開は条文化しておりません。

第8条第1項の審査会から議長への報告は60日以内としております。

なお、附則で、この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

最後になりますが、今回制定する倫理条例は、苫小牧市議会基本条例第4条第3号に示す政治倫理を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行すること、これを具現化することで議会基本条例の見直しに資することと考えております。

正副議長案の説明については、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

●議長（板谷良久） ただいま副議長から御説明をさせていただきました。

これについて、各会派の御意見をお伺いしたいと思いますが、各条項ごとに順番に御意見をお伺いしていきたいと思ひます。

まず、第1条、目的について、何か御意見のある会派の方はいらっしゃいますでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、第1条、目的については、この条文どおりとさせていただきますたいと思ひます。

第2条、議員の責務について、御意見のある会派の方はいらっしゃいますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） では、そのように決定させていただきますたいと思ひます。

第3条、政治倫理基準の遵守について、御意見のある会派の方は挙手をお願いいたします。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） 第3条の第8号なのですけれども、特定の新聞、雑誌若しくは機関誌の購読又はパーティー券等の購入を強要しないことということで、代表者会議の文言をそのまま入れたということでありまして、これはあまりにも具体的過ぎてどうかなという意見がありまして、我が会派としては、調査させてもらいましたけれども、唐津市議会また奈良市議会では、こういった文面になっていまして、議員は、その地位を利用して、市の職員に対する物品等の販売及び市の職員との各種契約の締結を行わないこと、そういった文言となっております、この文言の、締結を行わないこと、それを、締結を強要しないことと、そういう形で公明党として案を出させていただきますたいと思ひます。

これについては、今後、長い先、いろいろなことも想定されますし、具体例を出してしまうと、それだけに限ってしまいますので、こういった広い範囲の中で対応したほうがいいのかと思ひますので、御検討をお願いします。

以上です。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 私も第3条第8号の特定の新聞云々の条文なのですけれども、第7号に、威圧的な言動若しくは過剰な要求をしないことという文面がありますので、ここに全部含まれているのではないかなと思ひますので、そもそ

も必要ないという考え方を持っていました。

最初、たたき台で出してくれた新緑案にもこの文言はなかったもので、なぜ急に入れたのかなということが1点と、ただ、今、公明党さんからあった意見も聞いておりました、そういう表現なら、もしくは広い意味で使えるのではないかなと思いますので、そういう表現だったら賛同できるなどと思って聞いておりました。

以上です。

●議長（板谷良久） 他に。

では、この件について、副議長から説明させます。

副議長。

●副議長（小山征三） この第8号についてですけれども、先ほども申し上げたとおり、令和元年9月6日の代表者会議において、新聞、雑誌等の購入の強要についてはということで決定しておりますので、載せました。

ただ、今お話がありましたとおり、その地位を利用して云々ということであれば、変更する余地は十分にあると思います。

●議長（板谷良久） 公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） 今、変更の余地があるといったことでありましたけれども、これは、条例は今の状況だけではなく、今後、長い先を見通しながら、いろいろな契約、またいろいろな入会、そういったこともあるかと思っておりますので、そういった形で幅広く持って条例化したほうが、この先を考えるといいのではないかなと思いますので、ぜひこの案を通していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

●議長（板谷良久） 繰り返し説明ありがとうございました。

ただいま公明党さんの御意見を伺ったとおり、これから今書かれている条文以外のことでもこういったことが起こり得る。例えば物品の販売にかかわらず、何がしかの契約等に関わるところで議員が強要するようなことがないように、この条文の文章を書き換えるべきではないかというような意見でありましたので、それについて各会派の御意見をお伺いしたいと思っております。

新緑さん。

●新緑会長（木村司） パーティー券等の等にいろいろな部分が含まれるのでしょけれども、公明さんがおっしゃったように、各種契約をとという文言とかを入れると分かりやすいかなというふうに思います。賛同いたします。

●議長（板谷良久） 民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝） 文言整理の域だというふうに捉まえておりますの

で、ここは賛同してもよろしいかと思えます。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 私も、このパーティー券等というところにくられるかなというふうには思いましたが、今お話がありましたとおり、幅広く捉えられるというようなところで、文言修正ということで賛同させていただきたいというふうに思えます。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん、また改めて。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） そういう文言整理でいいかと思えますし、新聞、雑誌、パーティー券と細かいことを載せると切りがなくなってしまうし、限定されそうになってしまうので、広い意味で公明党さんの案に賛成いたします。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 問題ありません。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 賛同いたします。

●議長（板谷良久） それでは、ただいま公明党さんと共産党さんもあれでしたが、この文言をもっと全体的に網羅できる、今後、起こり得る問題に対処できるような広い意味合いの文章に書き換えるというようなところで進めていきたいと思えますので、この文章については、また改めて皆さんに御提示させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

第3条について、他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） では次に、第4条のほうに進みたいと思えます。

審査の請求について、御意見のある会派の方はいらっしゃいますか。

日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） この審査の請求のところで、2人以上というところは賛同いたします。

連署をもって、そして、これを証する書面を添えてということが書かれています。では、その証する書面というものはどういうものかということで、意見というより質問的な形なのですけれども、例えば第3条にあるパワハラの問題が生じたとき、パワハラというのは、同じ言葉を発したときでも受け取る側がパワハラと感じるか、パワハラと感ぜないかという違いが出てくると思えますし、周りで見ているパワハラではないか、そうではないかという、違うのではないかという意見も変わってきます。

そういう意味で、何をもって証するのか、証明をするのかということなのですけれ

ども、例えばパワハラを受けた人の証言が必要なのかとか、あと、私たち議員がその行為を見ていて感じたことでいいのかとか、そういう、証するの具体的な表現方法についてお聞きしたいなと思っておりました。

●議長（板谷良久） 第4条について、他に。
（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） ないようですね。
これについて、副議長、お願いします。

●副議長（小山征三） この第4条は、まず審査の請求ということです。それで、通常、議会の本会議あるいは委員会で動議をかける場合は、口頭で会期中はかけられます。ただ、懲罰となれば、会期後に懲罰の申請をするわけですがけれども、その様式はございません。2人の連署をもって提出することができるということなので、扱いは同じで、この審査の請求は様式は今のところはないので、連署があれば連署をもって請求すればいいということです。

そして、先ほども申したとおり、これは請求なので、それが当事者あるいは当事者でなくても2人の連署があれば請求できるということになります。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） では、一つ確認なのですがけれども、証する書面を添えてとあるのですがけれども、これは具体的になくても連署で文書での請求があればいいというふうに押さえていいのですね。

●議長（板谷良久） 副議長。

●副議長（小山征三） はい。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） そうしたら、証する書面という文言がなくてもいいのではないのでしょうか。

●議長（板谷良久） 副議長。

●副議長（小山征三） 審査の請求に当たって、何が該当するかということを文言に書いて提出するのを証する書面というのです。名前だけではなくてね。内容を書かなければ駄目なので。

●議長（板谷良久） 内容を書いた連署の書面です。口頭ではなく書面をもって提出してくださいということになりますので、よろしく願いいたします。

他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） なければ、第4条については、この文言のまま進めさせてい

ただきたいと思います。

続きまして、第5条、審査会の設置等について、御意見のある会派の方はお願いいたします。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） この第5条の第2項に、審査会の委員は、議会運営委員会の委員をもって充てるということでありまして、議会運営委員会は、そもそも議会運営について議論する場でありまして、なじまないと思っております。そういったことから、会派で選任した形で議長が指名するという形に直したほうがいいと思っております。

さらに、新緑案で審査会の委員を12人以内とするということでありましたので、これはちょっと多過ぎるという意見も出しておりましたので、例えば10名以内ということにして、委員は議長が議員のうちから選任するという、会派で選任してから指名するという形にしたほうがなじむと思っておりますので、再考をお願いしたいと思っております。

●議長（板谷良久） 他に。

日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 私どもも公明党さんとほぼ同じ意見です。議会運営委員会とやはり審査会というのは、メンバーが同じというのも、どうもしっくりこないというか、なじまない気がいたします。

そして、ここにあるように、審査の対象となる議員と請求した議員を除くということでもありますし、その案件案件によって議運のメンバーの入替えも考えられるわけですね。そういうこともあったり、会派の考え方でいろいろ、この議員を審査会に出したいという考え方もあろうかと思うので、やはり議運の委員を充てるというよりも、その案件ごとに柔軟に会派で検討できるようにするほうがいいかと思っておりますので、案件ごとに各会派から代表として審査の委員を選任するというような手法がいいかと思っております。

人数は、例えば今は6会派と、あと無所属の方がいらっしゃるの7名ということになるかと思うのですが、そのときそのときの会派の個数によっても人数が変わると思うので、これも固定しないのかなと思っておりました。

以上です。

●議長（板谷良久） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） なければ、副議長、お願いします。

●副議長（小山征三） これは当初、議長が委員を指名することになると、

公平公正性が保てるかということで、他の議会の倫理条例を見たところ、やはり議会の運営の委員が一番公平公正でないかということで、そのメンバーを充てるということで考えて提出させていただきました。

皆さんの中で、過去に御存じの方がいると思うのですがけれども、懲罰委員会的时候にも、基本は議会運営委員会のメンバーを充てたということもありますので、そこはある程度皆さんの意見を聞いて柔軟にすることは可能だと思いますので、変更は可能です。

●議長（板谷良久）　　ただいま公明党さんと共産党さんのほうから、議会運営委員会のメンバーではなく、議長が選任して指名するような形のほうが柔軟性があると。いろいろな状況で議運のメンバーが対象になった場合とかは、いろいろなメンバー構成も変わってくるというので、事案ごとにそれぞれ適するメンバーも変わってきたほうがいいのではないかという意見がありましたので、今、副議長からもありましたとおり、この文言については、ある程度、あくまでも議運は議会を運営するメンバーであって、改めてそれをやるためにつくったメンバーではないので、柔軟に考えられるのではないかという意見もありました。

これについて各会派の御意見をお伺いしていきたいと思います。

新緑さん。

●新緑会長（木村司）　　確かに議会運営委員会のメンバーに限定すると、その会派によっては代表が出たいところもあったり、いろいろと考え方があろうかと思しますので、やはりそこは私どもの案の、例えば審査委員は、会派が一人会派が4つも5つもできる可能性もありますので、例えば10人以内としておいて、委員は各会派から議長が任命するとか、そういうような文言でよろしいのではないのでしょうか。

●議長（板谷良久）　　民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝）　　最初からコンプリートしてしまうのもどうかなというふうに今お話を聞いていましたので、ここは柔軟性を持って対応すべきだというふうに思います。文言調整もありかなというところに同意を与えたいなというふうに思っています。

●議長（板谷良久）　　改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一）　　当初この議会運営委員会の委員をもって充てるということでありましたので、この辺で何かあれば、対象者となる者を抜いてとか、いろいろ多分その辺は柔軟性は考えられているのだというふうに思っておりましたけれども、今いろいろ皆さんの意見もありましたので、その部分については、議長が選任するというので、各会派のいろいろな考え方もあるというふうに思いますから、

そういう形での柔軟性を持って文言修正できれば賛同したいなというふうに思います。
以上です。

●議長（板谷良久） では、改めて日本共産党市議団さんもいいですか。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） ぜひ、もし議運の委員というふうにこだわるものがないのであれば、ぜひ各会派が選任して議長が任命するというか、そういう形にさせていただいたらいいかなと思っています。

人数の上限は設ける必要があるという会派もありましたので、それは同意したいと思います。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 議会運営委員会は議会の中のルールといいますか、いろいろ運営の問題ですから、この条例は、それを超えていろいろな日常活動とかそういうのも含まれていることだろうというふうに思いますから、議会運営委員会ではないという公明党さんや共産党さんの考え方はよく分かります。

ただ、そこにバランスよく充てるという意味で、そこに議会運営委員会のメンバーが、議会運営委員会ということではなくて、この審査会のメンバーになるということは理解はできるかなというふうに思いますが、皆さんの御意見に従いたいと思います。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 皆様の御意見に賛同したいと思います。

●議長（板谷良久） それでは、各会派の御意見をお伺いしまして、ここは公明党さんに御提案いただいたように、議長が任命するような形の文言に変えたもので、また改めて皆さんに御審議いただきたいと思いますので、そのような扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、第5条については、文言修正をした上で改めて皆さんに伺うということで進めさせていただきたいと思います。

続きまして、第6条、政治倫理基準違反の審査についてです。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） この政治倫理基準違反の審査ということで、第4項のところに、審査会の会議は公開すると。先ほど、副議長のほうから、原則公開ということで説明もありましたので、これはそのまま原則公開という形にこの条例の文面に入れたほうが分かりやすいのかなと思いますので、これはぜひ入れていただきたいと思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 他に。

日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 新緑さんが最初にたたき台をつくってくださったときには、ここは公開しないという文言で、私たち賛同してきました。正副議長案では公開ということなのですが、まず一つは、前の条の第5条第4項では、審査の過程で知り得た秘密を漏らしてならないという条文があります。公開することになると、秘密を漏らさなくても漏れてしまうということでは、この整合性をどういうふうに捉えるのかということ考えたときには、やはり公開しないというほうがいいと思います。

そして、今回の審査会というのは、議員が何か行為に対しての疑いがあるときに審査をするわけですので、まだ、例えば、いろいろな行為が悪いことだったということが結論が出ていない段階での調査ですので、各議員にも、審査を受ける議員にも、やはり人権やプライバシーはあると思いますので、ここは審査の過程は非公開にして、そして、もしその調査の結果、明らかになったことはしっかりと議長の責任で市民に発信するというので、開かれた議会であったり、市民への信頼ということを損ねずにこの審査会を行うことができると思いますので、やはり審査の段階では非公開にすると。公開しないという、そもそもの新緑さんの案で行ってほしいなと思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） ただいま公明党さんと共産党さんのほうからありました。ここに関しては、公明党さんに関しては、公開するというのではなくて、原則公開として柔軟性を持つべきではないかというところの文言の追加というところでありました。共産党さんのほうからは、そもそも非公開のほうがいいのではないかと。まず、前条において守秘義務が書かれていると。これに関しては、この原則公開についてはちょっと矛盾があるのではないかという点と、あと、実際取り扱う案件が疑いのある状態であるので、それを公開するのはいかなものかというところが共産党さんからは言われておりました。

これについて、副議長から説明をさせます。お願いします。

●副議長（小山征三） 第6条の部分ですけれども、政治倫理基準違反の審査は公開としております。これは、議会基本条例第9条第1項の規定による会議の原則公開との整合性と、今回、倫理条例を制定している全国市議会の約9割がこの原則公開としているということで、先ほど申した次第です。

それで、その会議の中でいろいろな方の個人情報などを含む場合には、一定の委員の同意により非公開とすることができるとしておりますので、原則公開という文言の整理をして、ただし書で非公開とすることができるということとしておりますので、いろいろな方の個人情報があれば、それは議論の中で決めていけばいいのかなと思います。

●議長（板谷良久）　今、副議長のほうから、基本条例においては公開しているというところもあって、あと、他都市においても基本的には公開しているという条項が多いというところがありましたので、それについて日本共産党市議団さん、いかがでしょうか。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵）　こういう、例えば第3条にある金品の授受であったり、そういうものなども審査するだろうし、パワハラ案件もあるかと思うのですが、そういうときには、必ずと言っていいほど個人情報というのがつきものであって、個人情報は公開しないというのであれば、ほぼほぼ、9割9分ぐらい公開するという文言になっていたとしても、運用は非公開になるだろうと思うのです。実態が非公開で運用するのであれば、原則非公開、ただし、公開することができるみたいな、逆の文言のほうの実態に合っているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、さっき言った第5条第4項との整合性からもしっくりくるかなと思いますが、どうでしょうか。

●議長（板谷良久）　第5条第4項について、委員は審査の過程で知り得た秘密を漏らしてはならないと、その職を退いた後も同様とすると、こういった文言との矛盾があるのではないかというようなどころについてもありますが、副議長、説明をお願いします。

●副議長（小山征三）　市も含めて公の会議は原則公開というのが、今、全国的だと思うのです。その中で、先ほども言いましたけれども、個人情報などいろいろな部分が、支障がある部分を含めて出てくるのであれば、そこは、一定の賛同をもって非公開とすることができるというのが原則論としていいのかなと考えておりますが。閉ざしてしまうとどうかなと思うので、よろしくをお願いします。

●議長（板谷良久）　日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵）　具体的にどういう文言になりそうですか。

●議長（板谷良久）　その前に、今は御意見がちょっと割れているところがありますので、各会派の御意見を一度お伺いしたいなというふうに思います。

新緑さん、お願いします。

●新緑会長（木村司） 私も、これを見て、考え方のところを見て、ほぼ100%非公開になるだろうなというふうに感じています。ですから、小野寺団長の言っていることはすごく理解できるのですが、やはり議会は基本条例をつくったときも、開かれた議会、市民に開かれた議会ということを目指してつくっております。その下につく、いわゆるこの倫理条例でございますので、原則公開なのだ。でも、プライバシーを非公開にするべきだというようなときは、現実的に非公開にはなりますけれどもということで、憲法第9条と同じで、守らなければいけないところは守らなければいけないけれども、現実とはちょっと違うのかなというふうに思いますので。

以上です。

●議長（板谷良久） 公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） 先ほど言ったとおり、原則公開するでいいと思います。

それで、先ほど小野寺団長からもあったとおり、最初は非公開ということが分かりやすいかなと思ったのですが、やはり先ほど木村会長からもあったとおり、議会基本条例の開かれた議会を目指した、そこに準じて今回倫理条例をつくっていますので、それは開かれた議会としてこれを原則公開すると。その上で、先ほどの個人情報であるとか、そういったプライバシーを侵害するようなことがあれば、それは非公開とできるわけでありますので、まずは、議員のいろいろな倫理条例に違反するようなことを防ぐと、抑制させると、そういったことから原則公開ということではないかと思っております。よろしくお願いします。

●議長（板谷良久） 民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝） そもそも論、議会基本条例のブラッシュアップされたものだというふうに認識をしています。ですから、基本的に原則公開ということでよろしいのではないかというふうに思います。

また、9割の他都市も原則公開をしているという事例もありますので、ここはよろしいかと思えます。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 私も、皆さんと考え方としては同じような考え方です。

基本的に、まずは原則公開をするというところだというふうに思っておりますし、ただ、この後、ただし書で公開しないことができるという条文も入っておりますので、この形でよろしいかなというふうに思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 私も、原則公開だと。この原則公開というのがあって、次に公開しないというのはこういうことだよということで、プライバシーとかそういうことにと、この立てつけというので非常にいいのではないかと、このように思います。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 正副議長案に賛同いたします。

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

各会派の御意見で、基本、原則公開とすると。ただし書として、非公開とすることができると、原則という文章をつけて変えてみてはいかがかというふうなお話がありますので、日本共産党市議団さん、いかがでしょうか。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） やはり審査を受ける議員の人権、プライバシーを守るということをしっかり担保するというのが、今、皆さんの意見で確認できたと思いますので、賛同いたします。

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

それでは、この第6条に関しては、第6条の第4項、審査会の会議は原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意をもって公開しないことができるというふうの一部文章を訂正した上で進めさせていただきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、第7条、対象議員の協力義務について、御意見のある会派の方はいらっしゃいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） では、第7条はそのように進めていきたいと、思います。

次、第8条、議長への報告等について、御意見のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） では、そのように進めさせていただきます。

第9条、必要な措置の実施について、御意見のある会派の方は挙手をお願いいたします。

日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 意見というより、これは確認しておきた

いなど思うのですけれども、第9条では、この審査の結果を踏まえて必要な措置を講じると書いております。これの意味合いなののですけれども、それと、この審査会にどれだけ強制力があるのかということです。

例えば嚴重注意ができるであるとか、辞職勧告をすることができるであるとかと、そういうことが含まれているのか、あるいはそういう、例えば辞職勧告をしたときの強制力はどのぐらい持ち合わせているのかということでは、私たちは裁判官とかでもないですので、強制力はないと思っておりますので、どういうふうに受け止めたらいのかということが一つです。

それと、この審査は第3条のいろいろな事項についての審査をすると思うのですけれども、この第3条では、例えば第2号、第3号、第4号の金品の授受であったり贈収賄的なことが書かれているのですけれども、こういうのは明らかに警察の管轄になると思いますので、その関連性と、どういうふうに受け止めたらいのかということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） ないようでありましたら、副議長、お願いします。

●副議長（小山征三） 今の必要な措置ということで申し上げますと、他市議会の例を見ますと、やはりこの措置はあくまでも協力要請ということで、審査結果として議員の辞職勧告、議会の役職の辞任勧告、あるいは一定期間の出席自粛の勧告等が考えられるということに、ほかの市議会もです。ただ、先ほど言いました法律的なものは条例より上を行きますので、そちらの審査があれば、法律的な審査があれば、この条例は当然審議できないのかなという考えもあります。あくまでも協力という範囲にとどまります。

●議長（板谷良久） いいですか。

それでは、今言った第3条の第2号、第3号、第4号については、警察とかが絡んでくるような案件ではなかったかというようなところと、この倫理条例との関連性についてというところがありました。これについては局長のほうでお話しできますか。

議会事務局長。

●議会事務局長（園田透） 今お話があったとおり、警察はやはり法に基づく捜査ということで強制力は持っていますけれども、こちらの倫理条例につきましては、法律以外の部分のことについての審査ということでございますので、警察には警察のエリアの捜査がございまして、こちらにはこちらで倫理としてどうなのかというような

審査になります。

それで、この条例のつくりは、今、副議長からお話がありましたとおり、あくまでも議員の協力に基づいて審査していくというような流れになっておりますので、例えば辞職勧告であるとかそういうような形の措置を講じたとしても、強制力はないものと考えております。

以上でございます。

●議長（板谷良久） よろしいですか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、第9条については、このままの文言で進めていきたいと思っております。

続きまして、第10条、委任についてになります。

各会派の御意見があれば挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） ないようですので、このまま進めていきたいと思っております。最後、附則になります。

特に皆さん、何かあるでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、一通りこの倫理条例全条文について御意見を承ったところでありまして。一部条例について文言修正等があるかとは思いますが。それについては次回の議会改革検討会で再度御意見をお伺いしたいと考えておりますので、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） それでは、そのように進めさせていただきます。

●議長（板谷良久） その他、皆様から何かございますか。

桜井会長。

●会派市民会長（桜井忠） 今のいろいろ議論を聞いて、副議長の答弁も聞いておりましたが、法律というか、裁判であるとかそういうものに至ってそれは強制力があるけれども、これはあくまでもお願いなのだ。だから、そちらが優先するかもしれないというようなお話があったと思っておりますが、それは第7条にも関わってくるのですけれども、審議会に出席を求められたり、資料の提出を求められても、裁判があるかもしれないからそういうものは出せないとか、拒否されるというようなことは基本的にはあり得るのだという前提でつくっているというふうに考えていいのかなのか。

それから、第9条の必要な措置を講じるものとするということと、この苫小牧市議会会議規則の第157条に懲罰のこともいろいろ規定されていますが、それらのこととのきちんと整合性は取られているのかなというところをちょっとお聞きしたかったなど。

●議長（板谷良久） それでは、副議長から説明させます。

●副議長（小山征三） 今、桜井会長がおっしゃったとおり、法律で捜査されている事項になれば、当然、裁判もかかれれば、それは優先されて、この倫理条例の審査というのはできないと思うのですけれども、あくまでもこれは協力要請をして審査することなので、先ほど申しましたけれども、辞職勧告とかまでいけば、それはあくまでもお願いということで決めるしかないと思います。

そのようなところでよろしいでしょうか。強制力は非常に弱いということです。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 自分たちはそういうことをしないようにということをしきちんとお互いに宣言するというか、そういう意味ですね。

●議長（板谷良久） 他に。

副議長。

●副議長（小山征三） 今出されたいろいろな意見を条文化するに当たっては、当然、法務文書課のほうとも調整して条例を決めないとならないと思います。

その中で、今、全国的な実態を申し上げますと、町村、市、区、都道府県議会を含めまして、市区議会では団体としては815団体ございます。その中で倫理条例を定めているのが396団体、49%。さらにその上の議会基本条例が553団体で68%。我々もこの倫理条例を定めることによって、今、多分、これが令和2年12月31日現在なので、ひょっとすれば50%を超えていると思いますけれども、我々もこの政治倫理の条例を定めていくということで、皆さんと協力していきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

●議長（板谷良久） 他に倫理条例について御意見のある方はいらっしゃいますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） なければ、これについては終わりたいと思います。

その他全体で何か皆様からございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） 以上で、本日の議会改革検討会を終了いたします。
御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 51 分

以 上。